

県南広域振興局長告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西和賀土地改良区（和賀郡西和賀町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年2月24日

県南広域振興局長 菅原健司

理事

高橋昭貴 和賀郡西和賀町沢内字太田9地割3番地